

10月下旬から

(社会保障・税番号)

# マイナンバー

の通知が届きます

あなたの手元に  
大切なカード  
が届きます。

広報今号では「通知カード」  
をお届けしてから「個人番号カード」申請までの流れ  
をお知らせします



マイナちゃん

マイナンバー制度のお問い合わせ

マイナンバー

検索

日野市 **514-8611**  
コールセンター

受付時間 9:00 ~ 17:00  
(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)  
※10/17(土)から土曜日も開設

全国コールセンター  
(全国共通ナビダイヤル) **0570-20-0178**

English・中文・한국어・Español・Português  
(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応)  
※土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く 9:30~17:30

**0570-20-0291**

※ナビダイヤルは通話料がかかります  
※土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く 9:30~17:30

## Q2 「通知カード」が届いたらどうするの？



**A** 皆さまの個人番号をお知らせする大切なカードです。個人番号は平成28年1月からさまざまな行政手続きが必要となります。記載内容を確認し、**「個人番号カード」申請時や、行政手続きの際にご利用ください。**

### ▶ 「通知カード」が届いてからの注意

- (1) 引っ越しなどで住所が変わる場合は、裏面に新住所を記載するため、住民異動届を提出する際、必ず市区町村の窓口へ提示してください。
- (2) 紛失などによる再発行には手数料がかかります。

通知カード

個人番号 0123 4567 8901  
氏名 番号 花子

住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1

平成5年3月31日 生 性別 女  
発行日 平成27年10月0日 △△市長 A123456789

● 法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした場合は、法律により罰せられます。

● この通知カードを拾得された方は、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。

● この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は市区町村に返納しなければなりません。

マイナンバー

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

番号 花子  
氏名

住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1

生年月日\* 平成5年3月31日 性別\* 女

【代替文字情報】

電話番号 外国人居民の区分

在留期間等満了日の有無 在留期間等満了日

右欄の点字表記を希望する  バングウ ハナコ

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。

左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

顔写真貼付欄  
サイズ (縦 4.5cm × 横 3.5cm)

申請日 年 月 日

申請者氏名 (自署) 印

● 以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の口を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

利用者証明用電子証明書 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバーへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。口を黒く塗りつぶす場合は、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

代理人記載欄

ふりがな 本人との関係

代理人氏名 (自署) 印

代理人住所 (電話番号: )

- 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の「代理人記載欄」にご記入ください。
- 申請の際は、同封の「ご案内」をご読みのうえ、ご記入ください。
- 表面の記載事項のうち、\*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市区町村窓口にお問合せください。
- 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

▲表面

▲裏面

「個人番号カード」の詳細は次ページで



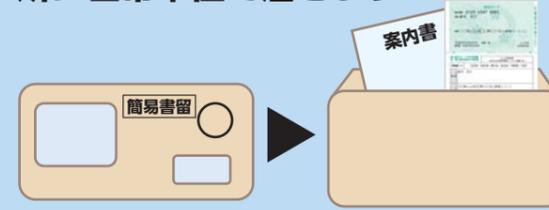
## Q1 「通知カード」はいつどこに届くの？



**A** 「通知カード」は**10月下旬から住民票の住所**に転送不要の簡易書留で送付します。住民票の住所とお住まいの場所が違う場合には、**10/2(金)までに住所異動**の手続きをお願いします。ただし、東日本大震災の被災者などやむを得ない理由がある場合は送付先を変更できます。詳細は広報今号特集号最終ページをご覧ください。

※「通知カード」は全国全ての住民に順次送付するため、お手元に届くのが1カ月程度遅れる場合があります

### ①簡易書留で住民票の住所地の住所に世帯単位で届きます



### ②内容を確認してください

#### お知らせに入っているもの

- 個人番号の「通知カード」
- 個人番号カード交付申請書
- 返信用封筒
- 案内書

### ③「通知カード」は大切に

切り取り



「個人番号カード」申請時に必要となります。また、今後さまざまな行政手続きで個人番号が使用されますので、大切に管理してください。

## マイナンバー制度概要

マイナンバーとは国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。平成28年1月以降から、**社会保障、税、災害対策の手続きで個人番号が必要になります。**

マイナンバー制度は、「行政の効率化」、「国民の利便性向上」、「公平公正な社会の実現」を目的に導入されます。

下記のスケジュールでマイナンバー制度は実施されます。10月下旬から皆さまにお知らせする「通知カード」は平成28年1月から行政手続きなどで使用する大事な書類ですので、大切に管理してください。

## マイナンバー導入スケジュール

平成27年10月下旬から

「通知カード」受け取り …… P2,3

「個人番号カード」申請開始 …… P6

平成28年1月から

「個人番号カード」交付開始 …… P6

全国のコンビニエンスストアで住民票などの各種証明書発行開始 …… P5

## Q4 コンビニエンスストアで住民票がとれるって本当？



**A** 本当です。平成28年1月以降、日野市に住民登録のある方が、全国約45,000のコンビニエンスストアで住民票などの証明書を取得できるサービスを行う予定です。今後はいつでも・どこでもお出掛け先のコンビニエンスストアですぐに取得できます。ぜひご利用ください。

### コンビニエンスストアでの各種証明書取得方法

#### 1. 「個人番号カード」を取得する

郵送またはウェブによる申請後、「通知カード」と引き換えに**無料**で交付します。



「個人番号カード」の申請方法は次ページをご覧ください。

#### 2. 「個人番号カード」を持って、お近くのコンビニへ

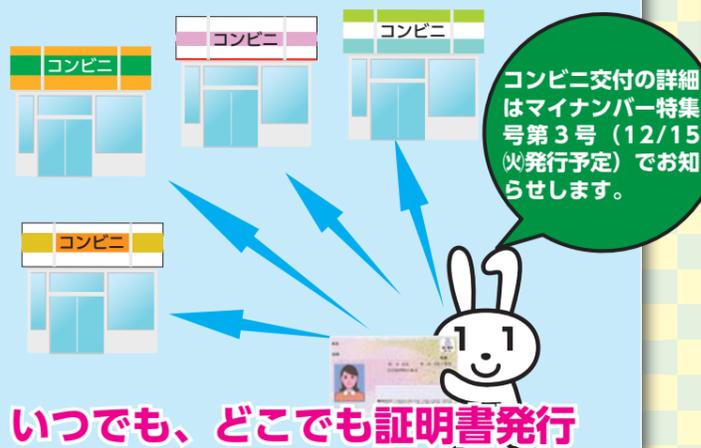
【利用可能時間】  
6:30～23:00※年末年始およびメンテナンス時を除く

【取得可能な証明書】  
住民票の写し、印鑑登録証明書、課税（非課税）証明書、戸籍全部（個人）事項証明（戸籍謄本・抄本）  
※戸籍については、日野市に本籍がある方のみ

#### 利用可能コンビニエンスストア一覧

- セブン-イレブン
- ファミリーマート
- サークルKサンクス
- ローソン

全国  
約**45,000**  
店舗



#### 自動交付機との比較

区分	設置場所	利用可能日時	証明書の種類
自動交付機 ※平成29年3/31に運用を終了予定	市内4カ所（5台）	平日 8:30～20:00 土曜・日曜日、祝日 8:30～17:00	・住民票の写し ・印鑑登録証明書 ・課税（非課税）証明書 ・戸籍全部（個人）事項証明（戸籍謄本・抄本） ※戸籍については、日野市に本籍がある方のみ
コンビニエンスストア ※平成28年1月から運用開始予定	市内約50店舗 全国約45,000店舗	全日 6:30～23:00	

## Q3 「個人番号カード」って便利なの？



**A** 「個人番号カード」はカード1枚で公的な本人確認書類（氏名、住所、生年月日、顔写真付き）と個人番号が証明できる唯一のカードです。なお、有効期限は発行から10年間（20歳未満は5年間）です。

- 平成28年1月以降の行政手続きがスムーズに  
平成28年1月以降、さまざまな行政手続きで個人番号と本人確認を証明しなくてはなりません。「個人番号カード」は両方を証明できる唯一のカードです。
- 全国のコンビニエンスストアで住民票などの証明書が取得できます
- 税金の確定申告などの電子申請  
ご自宅のパソコンを使って税金の確定申告（e-Tax、eLTAX）などの電子申請にも使えます。また、下記の通り、「住民基本台帳カード」が使用できなくなりますので、「住民基本台帳カード」をお持ちの方は、「個人番号カード」へ切り替えをお願いします。



#### 安全安心

「個人番号カード」のICチップは所得情報や健康情報などプライバシー性の高い個人情報は記録されません。詳細は広報今号特集号7ページをご覧ください。

#### 「住民基本台帳カード」の発行終了

「個人番号カード」発行開始に伴い、12/28(月)をもって「住民基本台帳カード」の新規発行が終了となります。その後は「個人番号カード」を申請してください。なお、すでにお持ちの方については、カードに記載された有効期限まではお使いいただけます。

#### 公的個人認証サービスを利用されている方へ

平成28年からは公的個人認証サービスを利用するには「住民基本台帳カード」ではなく「個人番号カード」が必要となります。経過措置として、現在「住民基本台帳カード」に格納されている電子証明書の有効期限が残っている場合はそのまま有効期限満了日までご利用いただけます。また、電子証明書の発行・更新は12/22(火)で終了となります。それ以降公的個人認証サービスを利用するには、今年中に電子証明書を更新するか、お早めに「個人番号カード」を申請していただく必要があります。なお、「個人番号カード」の申請が集中することが予想されるため、確定申告の期限までにカードを受け取れない可能性もありますのでご注意ください。

#### 住民基本台帳カード



新規発行・更新…12/28(月)まで  
※公的個人認証の発行・更新は12/22(火)まで



#### 個人番号カード



# Q6

## 私の個人情報はしっかり守られるの？



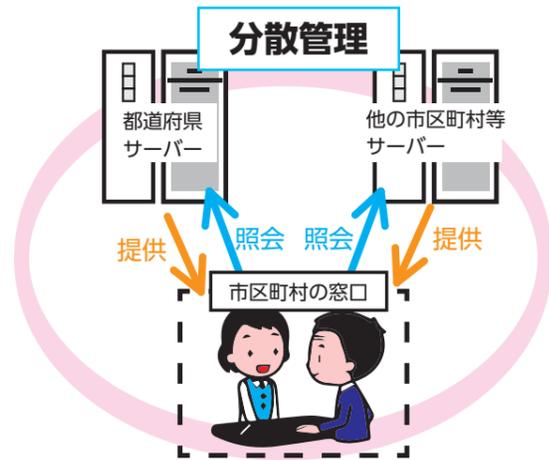
**A** 大丈夫です。マイナンバー制度は、以下の通り個人情報保護の方策を厳重に行います。

### 【電子システム上の保護】

- 個人情報は各機関で今まで通り分散管理（芋づる式の情報漏えいを未然に防ぐ）
- 各機関で接続できる人の制限や通信の暗号化（システムの接続制限）
- 自宅のパソコンで自分の個人情報にアクセスした行政機関を確認できる機能（マイナポータル機能）など

### 【制度上の保護】

- 行政手続きの際は、個人番号だけでは処理せず、必ず本人確認（成りすましを防止）
- システム開発や改修を行う前に、個人番号の保護体制について評価
- マイナンバー法の規定によるものを除き、個人番号の収集、保管などの禁止
- 個人番号が適切に管理されているか第三者委員会が監視・監督



## 「個人番号カード」の安全性

「個人番号カード」のICチップには所得情報や健康情報などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。

顔写真付で暗証番号も設定されているので不正に利用される心配もありません。

また、もしも紛失・盗難にあった場合には、国のコールセンターが24時間365日専用ダイヤルで対応します。



▲個人番号カード（裏面）

## 日野市の情報の安全管理

市では、国が必要としている情報の安全管理措置全ての項目に取り組んでいます。特に次の対策に注力しています。

### 事務取扱者への教育

情報を取り扱う全ての事務取扱者に対して、研修受講を義務付け、情報を適正に扱うためのモラルと技術を身に付けることを継続します。

### 適正な取り扱いの検査

定期的な自己点検・内部監査・外部監査を通じて、情報の取り扱いを検査し不適切な事象を是正する活動を継続します。

# Q5

## 「個人番号カード」の申請方法は？



## A 「個人番号カード」の申請方法

**初回無料**

申請方法は次の2通りあります。お手元に「通知カード」が届き次第申請できますので、お早めにお手続きください。代理人申請など、申請方法の詳細は、「通知カード」に同封の「案内書」をご覧ください。

### スマートフォンなどを使ったウェブ申請

「個人番号カード交付申請書」のQRコードから申請用WEBサイトへアクセスし、スマートフォンなどで撮影した顔写真で申請できます。



### 郵送による申請

「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入し、顔写真を張り付け返信用封筒に入れてポストへ投函



## 申請受付 申請補助 サービス

書き方が分からない場合は日野市コールセンター（☎514-8611）へお問い合わせください。また、下記の通り申請補助および受付業務を行います。

- 日程・会場** 11/28(土)・・・市役所 1階101会議室
- 12/6(日)・・・七生支所
- ※詳細は市HPおよび広報ひのでお知らせします

## 申請後の手続き（平成28年1月以降）

平成28年1月以降、「交付通知書」を送付します。運転免許証などの「本人確認書類」と「通知カード」、「交付通知書」などを市役所1階101会議室に設置する特設窓口へお越しください。暗証番号などを設定し、「個人番号カード」をお渡します。



### 申請時持ち物 チェックリスト

- 本人確認書類
  - ・パスポート
  - ・運転免許証 など
- 通知カード
- 交付通知書
- 住民基本台帳カード（持っている方）

※紛失などに伴う再交付の場合は手数料がかかります

# マイナンバーに関する

# 大切な

# お知らせ



マイナンバー制度導入に伴うシステムメンテナンスのため、土曜窓口業務の休止および自動交付機を停止します。

## 土曜窓口の休止

## 自動交付機の停止

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10

10/3(土)

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10

10/5(月)～9(金)

	2(金)	3(土)	4(日)	5(月)	6(火)	7(水)	8(木)	9(金)	10(土)
市民窓口課、納税課、保険年金課、豊田駅連絡所、七生支所	○	×	×	○※	○※	○※	○※	○※	○
自動交付機 (市内4カ所・全5台)	○	○	○	×	×	×	×	×	○

※市民窓口課、豊田駅連絡所、七生支所で17:15～20:00に証明書発行業務のみ延長して行います

## やむを得ない理由で 住民票の住所地とは異なる 場所にお住まいの方へ

「通知カード」は住民票の住所地に送付されます。ただし、次の方は**9/25(金)**までに住民票がある市区町村で送付先変更の手続きをすれば、送付先を変更できます。お早めにお手続きください。

- ①東日本大震災の被災者
- ②DV、ストーカー行為や児童虐待などの被害者
- ③長期間にわたり医療機関・施設などに入院・入所が見込まれる単身者

※申請書は市HPからダウンロードできます。

## 民間事業者にも マイナンバー制度は 関わってきます

税関係、健康保険・厚生年金関係などで従業員の個人番号を取り扱います。そのため、以下の準備が必要です。

- ・個人番号を適正に扱うための社内規定づくり
- ・個人番号に対応したシステム開発や改修
- ・特定個人情報の安全管理措置の検討
- ・社内研修・教育の実施など

これらの準備を適正に行っていただくため、内閣府HPに事業者向けの動画や「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（事業者編）」およびQ&Aを公開しています。